

(案)

契約番号：

建設工事請負契約書

工事名	中川原宿舎外壁・屋根塗装工事ほか
工事場所	秋田県能代市能代町中川原25-21
工期	契約締結の翌日から令和9年1月20日まで
請負代金額	¥ (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)：¥
契約保証金	¥
調停人	
解体工事に関する事項	別紙1のとおり(注) (注) 工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号) 第9条第1項に規定する対象建設工事の場合に限る。

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和8年10月1日に交付した国有林野事業工事請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

この契約書の締結の証として、本文書に対し発注者及び受注者が署名を行ったものを本システムで保存し、長期に渡って当該契約の成立および内容を立証する。

令和 年 月 日

発注者

住所 秋田県能代市御指南町3-45

氏名 分任支出負担行為担当官 米代西部森林管理署長 小野寺 靖久

受注者

住所

氏名

－契約条項－

1 前金払

請負金額の10分の4以内

2 あっせん又は調停を行う建設工事紛争審査会

〔秋田県〕建設工事紛争審査会

3 選択条項

別紙「選択条項」のとおり

別紙 (案)

選擇條項

別冊約款中選択される条項は次のとおりであるが、そのうち適用されるものは（○印）、削除されるものは（×印）である

適用削除 の区分	選 択 事 項	選 択 条 項
	契約保証金の納付	第4条 第1項 第1号
	契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供	第4条 第1項 第2号
	銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証	第4条 第1項 第3号
	公共工事履行保証証券による保証	第4条 第1項 第4号
	履行保証保険契約の締結	第4条 第1項 第5号
○	〔 〕 主任技術者	第10条 第1項 第2号
	〔 〕 監督技術者	
×	支給材料及び貸与品	第15条
○	前金払	第35条 第1項
	中間前金払	第35条 第5項
○	部分払	第38条
	部分払の対象となる工場製品	第38条
	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第40条

建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）

1 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①造成等	造成等の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤建築整備・内装等	建築整備・内装等の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

（注）分別解体等の方法については、該当がない場合は記載不要。

2 解体工事に要する費用（直接工事費） 円 （税抜き）

（注）・解体工事の場合のみ記載する。
・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。
・仮設費及び運搬費は含まない。

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地

（注）建設現場において再資源化する場合については、記載不要。

4 再資源化等に要する費用（直接工事費） 円 （税抜き）

（注）運搬費を含む。